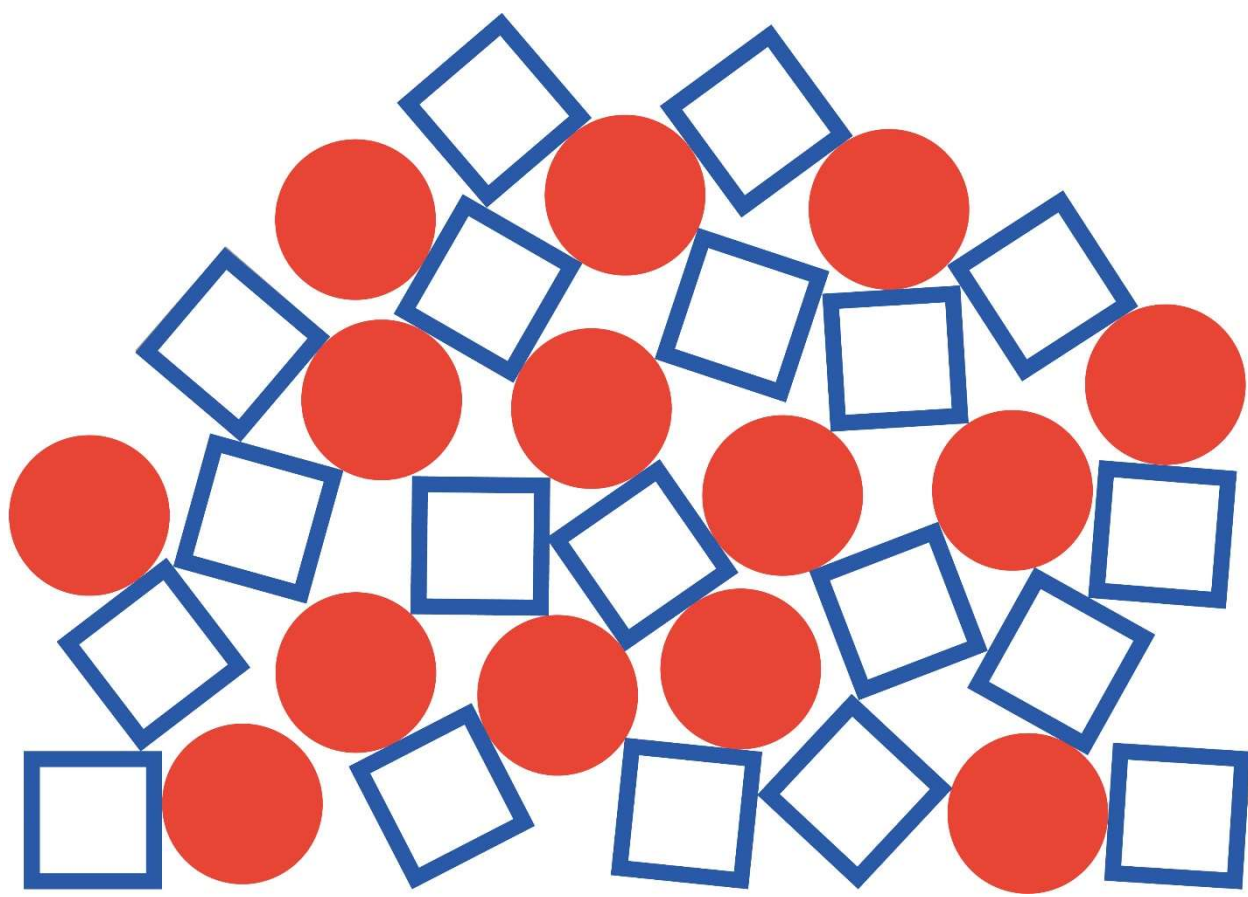


公益財団法人 日本台湾交流協会

共同研究助成事業

(自然科学・応用科学分野)

2022年度実施要項



1. 「共同研究助成事業」とは

日本と台湾の双方の若手研究者（日台双方で各2名以上）が自然科学・応用科学分野において共同で研究活動・討議等を行うに当たり、（公財）日本台湾交流協会（以下、「当協会」とする）が当該研究に要する経費の全部または一部を助成するものです。

2. 趣旨

日本と台湾双方の若手研究者が共同して研究活動・討議等を行うことにより、日台学術交流のネットワークの形成及び協力関係を強化することを目的としています。

3. 助成対象

以下の（１）、（２）両方に該当すること。

- （１）自然科学又は応用科学分野の共同研究で、新しい知識または概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値があること。

※既に着手している研究も対象となりますが、新たに開始する研究を優先させていただきます。

- （２）日台双方の研究者の間で十分な事前協議が行われ、共同研究の目的と内容が明確であること。

4. 申請資格

以下のすべての条件を満たしてください。

- （１）日本及び台湾双方各2名以上の研究者・専門家から構成されるグループであること。
- （２）グループの構成メンバーは、大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者もしくは相応の学術業績を有する者であること。
- （３）若手研究者（原則40歳未満）が参加していること。必要に応じて、大学院博士課程修了者及び大学院博士課程（後期）在学者等を加えることもできます。
- （４）助成金の管理は、日本側申請責任者の所属機関が行うこと。また、経理責任者を定めること。助成金は全て日本円で支払われます。

5. 助成期間について

- （１）本募集の助成期間は2022年11月1日から2023年3月31日までとします。（3月31日以前に終了した場合には、その終了日まで）
- （２）最長3年連続して本助成に申請をすることができます。ただし、毎年新たに提出された申請書等に基づき審査し、採用の可否を決定するため、1年目に採用されたとしても、2年目以降も同様に採用されるとは限りません。

※詳細は「１０．継続助成について」をご確認ください。

6. 経費助成対象項目について

- (1) 1件あたりの助成額は最大300万円です。ただし、申請した金額が必ずしも全て助成対象として認められるわけではありません。
- (2) 助成対象となるのは、当該事業実施のために必要な以下の経費です。

経費項目		対象等
1	図書購入費・消耗品費	
2	研究に直接必要な施設・設備使用料	
3	日台間往復国際航空運賃	日本（又は台湾）から共同研究実施のために訪台（又は訪日）する者の日本・台湾間の往復国際航空賃（エコノミー・ペックス運賃）
4	出張に伴う滞在費および交通費	・日本（又は台湾）から共同研究実施のために訪台（又は訪日）する者の滞在費及び交通費 ・共同研究実施のための、日本（又は台湾）の研究者の日本国内（又は台湾域内）における交通費及び滞在費
5	通訳・翻訳料	
6	会場借料	会議室および会議に係る器具備品の借料
7	会議資料作成費	会議で使用する資料のコピー代、広報用ポスター代等。資料収集のための複写代もこれに含む
8	報告書作成費	成果刊行物等の作成（印刷・製本・電子化）に要する経費
9	補助員雇用費	資料の作成、整理、研究の補助等、短期的な補助作業を行う者に対する謝金
10	通信運搬費	切手購入費（郵送料を含む）、国際電話・FAX料金、諸経費の振込手数料

11	研究機関の本経費の管理費 (間接経費)	
----	------------------------	--

- (3) 対象となる経費の支払い額や上限額等については、原則として所属機関の規程やルール等に従ってください。ただし、所属機関の規程等で認められる場合であっても、当協会の規程上は、助成対象外となる経費がありますので、ご注意ください。(※(4)①・②を参照ください。)

※所属機関に該当する規程やルール等が無い場合には、別紙の「協会規程に準じた基準」に従ってください。

- (4) 経費の扱い等に関する注意事項は以下のとおりです。

①助成対象外となる経費

備品購入費、車両借り上げ料（公共交通機関が利用できない地域を訪問する場合を除く）、会議開催に伴う飲料・菓子・弁当代、懇親会費、出張を伴わない飲食費（※出張中の飲食費は日当に含みます。）、協力者への謝礼、日本・台湾を除く第3国への旅費

②間接経費について

間接経費についても所属機関の規程やルール等に従って経費に含めることができますが、上限を直接経費の30%とさせていただきます。
※希望がある場合には、当協会から免除申請を出すことができます。

③台湾元での支出について

台湾元での支出については、支払日前日のレートで日本円に換算した金額を助成します。日本円に換算後、小数点以下は四捨五入せずに切り捨ててください。

④会計検査について

この助成金は、国からの補助金を財源としているため、会計検査院の検査対象となります。検査の受検を拒むことはできません。

7. 経費助成の条件

- (1) 申請者は助成期間終了後、所定の「事業実施報告書」に研究内容をまとめて当協会に提出してください。提出は、2023年3月31日までにお願いします。なお、当協会が経費助成をする項目については、証拠書類（原本証明を付したコピーでも可）や使用済み往復搭乗券の半券（航空会社が発行する搭乗証明書でも可）を必ず添付してください。台湾元での支払いがあった場合には、適用したレートと適用日が記載されたも

の（銀行、YAHOO!等のウェブサイトのレートが記載されたページをプリントアウトしたもので可）も添付してください。

なお、助成対象となる経費は、2023年3月31日までに支出済み（領収書発行済み）のものとなりますのでご注意ください。

- (2) 申請者は共同研究の成果物を公開してください。学会誌等に発表する場合は、公益財団法人日本台湾交流協会（英語名称：Japan-Taiwan Exchange Association）の協力によるものであることを明記してください。成果物がインターネットで公開されている場合はリンク先の報告のみでかまいません。有償提供等限定公開または紙媒体のみの出版の場合は、東京本部（東京都港区）と当協会台北事務所図書室（台北市）に配架しますので、抜刷等を当協会に2部提出してください。

また、提出された成果物について、当協会が必要と判断した場合には、当協会の出版物及びホームページに掲載されることがあります。

発表に当たって当協会のロゴを使用する必要がある場合は、当協会の事業担当者にご相談ください。

- (3) 共同研究実施に当たっては、申請者が一切の責任を負ってください。

- (4) 政治活動その他開催目的の趣旨に反する活動・行事は、一切行わないでください。

8. 経費助成の方法

日本側申請責任者が所属する機関に対し助成額の総額を概算払い致します。助成期間終了後に報告書と併せて当該機関による会計資料の複写を提出して下さい。その際、内容について当方より確認することがあります。

なお、すでに概算払いした助成金のうち、残金が生じたり、助成金対象外の支出があった場合は、返金していただきます。その場合は、当方指定の口座に速やかに入金願います。なお、その際は日本側申請責任者の所属する機関に振込手数料を負担していただきます。

9. 事業実施計画の変更・中止に関する手続き

事業実施計画の変更をするときは、当協会への事前通知が必要な場合と不必要な場合があります。以下に掲げる状況に応じて、必要な手続きを取ってください。

- (1) 当協会による事前の承認が必要なもの

「共同研究事業実施計画変更申請書」（様式1-1）を提出し、その承認を受けて下さい。

- ①申請責任者、経理責任者の変更
- ②各費目の増減が助成経費の50%に相当する額を超える変更
- ③事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の変更
- ④事業の追加又は中止

(2) 当協会に対して事前の通知が必要なもの

「共同研究事業実施計画変更通知書」(様式1-2)を提出してください。

- ①申請責任者、経理責任者の所属機関の変更
- ②事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の所属機関の変更
- ③各費目の増減が助成経費の30%以上、50%未満に相当する額を超える変更

(3) 当協会に対して事前の通知が不要なもの

- ①事業実施計画に掲載されている「その他の協力者」の所属変更
- ②各費目の増減が助成経費の30%未満の変更
- ③レート変動による事業実施計画書記載の経費額の微変動

また、研究目的の遂行を効果的に行うためやむを得ないと判断した場合は、研究内容を変更することができます。その判断は各研究者に委ねますが、変更の程度が大きい場合は、当協会担当者にご相談ください。

10. 継続助成について

(1) 継続して応募が可能な年数

最長3年連続して本助成に申請をすることができます。ただし、毎年新たに提出された申請書等に基づき審査し、採用の可否を決定するため、1年目に採用されたとしても、2年目以降も採用されるとは限りません。また、助成金額についても同様に該当年度の審査に基づき決定するため、毎年度同額が助成されるとは限りません。

(2) 申請の方法について

継続して助成を希望される方は、該当年度の募集が始まりましたら、その要項に従って、申請書を作成し提出してください。

(3) 事業実施報告と助成金の扱いについて

本事業は単年度事業です。そのため、継続しての助成が決定した場合でも、年度毎に「事業実施報告書」を提出していただく必要があります。また、助成金についても年度毎に精算していただき、残金が生じた場合には返金していただきます。残金の繰り越しは認めません。

1 1. その他

(1) 他の助成金と併用していただくことができます。その場合、申請時の予算書に他の助成金を受けていることが分かるよう明記してください。

※助成金の中には、併用を認めていないものもあります。事前にご確認ください。

(2) 研究の成果や知的財産権の帰属について当協会は関与しません。日本、台湾それぞれの法規を遵守し、それぞれの申請責任者間で事前に取り決めをしてください。

(3) 新型コロナウイルス感染症等による入境制限への対応

※入境審査に必要な検査費用、入境後の隔離費用等は本研究経費の支出対象となりません。

※入境審査に必要な書類は各自で準備してください。

(4) 事故、病気、災害等

共同研究事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故や災害については当協会では責任を負いません。

(5) ご提供頂いた個人情報、利用目的に必要な範囲を超えて利用することはいたしません。

1 2. お問い合わせ先

〒106-0032

東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル7階

(公財) 日本台湾交流協会 東京本部

電話：(03) 5573-2606 (内線27)

FAX：(03) 5573-2601

E-mail：jtea-kl@kl.koryu.or.jp

担当者：総務部 加藤

「共同研究事業実施計画変更申請書」(様式1-1)

年 月 日

公益財団法人日本台湾交流協会 理事長 殿

2022年度実施計画変更申請書

所属 _____

氏名 _____

実施計画を下記のとおり変更しますので、承認につきお願いします。

記

■変更の事由 (該当するものをチェックしてください)

- ☐ 申請責任者、経理責任者の変更
- ☐ 各費目の増減が助成経費の50%に相当する額を超える変更
- ☐ 事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の変更
- ☐ 事業の追加又は中止

■変更の具体的内容

「共同研究事業実施計画変更通知書」 (様式 1-2)

年 月 日

公益財団法人日本台湾交流協会 理事長 殿

2022年度実施計画変更通知書

所属 _____

氏名 _____

実施計画を下記のとおり変更しますので通知します。

記

■変更の事由 (該当するものをチェックしてください)

- ☐ 申請責任者、経理責任者の所属機関の変更
- ☐ 事業実施計画に掲載されている「当協会経費協力による事業参加者」の所属機関の変更
- ☐ 各費目の増減が助成経費の30%以上、50%未満に相当する額を超える変更

■変更の具体的内容